

《墓地使用者死亡の場合》 墓地使用相続の手続き

墓地使用相続には、下記の書類等をご用意ください。

※相続者のご来園をお願いしております。

手続きに必要な書類等

	書 類 等	ご記入いただくもの	ご用意いただくもの
1	墓地使用相続（承継）申請書	○	—
2	相続同意書 法定相続人全員記載のもの（認印可）	○	—
3	契約書又は墓地使用承諾証	—	○
4	上記3の契約書等を紛失したときは 再交付申請書（実印） *再交付手数料 3,300 円（税込）が別途必要になります	（ ○ ）	—
5	上記3の契約書等を紛失したときは 相続者（承継者）の印鑑証明書	—	（ ○ ）
6	戸籍謄本又は戸籍抄本 墓地使用者と相続者との関係のわかるもの	—	○
7	相続者（承継者）の住民票	—	○
8	墓地使用者の死亡書類 火（埋）葬許可証または死亡診断書・除籍謄本	—	○
9	相続者（承継者）の身分証 免許証・保険証・年金手帳など	—	○
10	相続（承継）手数料 13,200 円（税込）	—	○
11	印鑑	—	○

6・7・9については確認後お返しします。

※やむを得ず相続者（承継者）本人が来園できない場合には、以下の書類等も必要になります。

	書 類 名	ご記入いただくもの	ご用意いただくもの
12	委任状 相続者（承継者）の署名、実印	○	—
13	相続者（承継者）の印鑑証明書	—	○
14	代理人の身分証・印鑑 免許証・保険証・年金手帳など	—	○

14 の身分証については確認後お返しします。